

公大学給第 231 号
平成 30 年 12 月 20 日

新規納入希望業者代表者 様

公益財団法人 大阪府学校給食会
理事長 箸尾谷 知也
(公 印 省 略)

2019 年度大阪府学校給食用一般物資納入業者選定
に伴う新規納入希望業者の募集について

標記の納入業者の選定に関し、別紙「大阪府学校給食用一般物資納入業者選定要領」に基づき新規納入業者を募集します。

つきましては、下記のとおり説明会を開催しますので、当該選定要項の 2 の選定基準に該当し、新規選定を希望される場合は出席をお願いします。

なお、お手数ですが別紙申込書に記載の上、1 月 11 日（金）までに FAX にて送信して下さい。

記

1. 開催日時 2019 年 1 月 16 日（水）15:00～
2. 開催場所 公益財団法人大阪府学校給食会会議室
大阪市中央区大手前 2-1-7（大阪赤十字会館 8 階）
3. 内 容 2019 年度大阪府学校給食用一般物資納入業者の
選定手続きについて
4. その他 1 業者 1 名の出席をお願いします

連絡先 公益財団法人 大阪府学校給食会
物資企画課 植木・小橋口・山田
TEL 06-6942-3838
FAX 06-6942-0400

(別紙)

年 月 日

公益財団法人 大阪府学校給食会 御中

2019年1月16日(水)実施の「2019年度大阪府学校給食用一般物資納入業者選定に伴う説明会」について、下記のとおり申し込みます。

記

・ 業者名

・ 出席者名

・ 連絡先(TEL)

※会場の都合上、出席は1名で願います

大阪府学校給食用一般物資納入業者選定要項

1 目的

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）が購入する大阪府学校給食用一般物資（以下「一般物資」という。）の納入業者の選定に関し、必要な事項を定める。

2 選定基準

- (1) 原則として、近畿地区内に事業所を有すること。
- (2) 原則として、給食会が取り扱う品目（給食会ホームページ参照）と同種類の商品を過去2カ年以上取り扱っていること。
- (3) 最近2カ年の法人税（個人の場合は、所得税）および法人事業税（個人の場合は、事業税または住民税）を滞納していないこと。
- (4) 製造工場においては、保健所の食品衛生監視票の採点成績が85点以上であること。
- (5) 材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他品質保持上、必要な設備を完備していること。
- (6) 過去3カ年間、食品衛生法上の営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること。
- (8) 給食会が必要とする量の仕入または製造、加工能力を有していること。
- (9) 指定の期日、時刻に指定の場所に納入できること。

3 募集方法

給食会は、毎年適当と認める方法により募集する。

4 申請手続き

- (1) 納入業者の選定を受けようとするものは、給食会へ次に定める書類を1部提出するものとする。
 - ① 大阪府学校給食用一般物資納入業者選定申請書（別紙様式1）
 - ② 定款
 - ③ 会社登記簿謄本
 - ④ 営業経歴書又は会社概要書
 - ⑤ 納税証明書（写）
 - ⑥ 営業許可書（写）
 - ⑦ 大阪府学校給食用一般物資見積書（別紙様式2）
 - ⑧ 大阪府学校給食用物資内容明細書（別紙様式3）
 - ⑨ 大阪府学校給食用物資製造工場届出書（別紙様式4）
 - ⑩ 学校給食用物資補足情報（別紙様式5）

※ ただし、前年度より継続して申請を行う業者について、内容の変更が無い場合に限り②③④の提出を省略することが出来る。

(2) 納入申請業者が製造工場の場合は、(1) の書類に下記書類を添付のこと。

① 最近における保健所の食品衛生監視票 (写)

(3) 申請書の提出時期は、給食会が別に定める。

5 審査及び調査

納入業者選定は給食会が行い、その審査は書類審査および実地調査とし、それぞれ次の要領によって行う。

(1) 書類審査

選定基準に基づき、立地条件、経営規模、信用状況、供給能力等の適否について提出書類によって判定する。

(2) 実地調査

書類審査の結果、実地調査の必要ありと認められた業者については、現地調査を行う。

実施調査は、実地調査表に基づき主として、衛生の状況、施設設備の状況、生産および供給能力の状況について実施する。

なお、申請者が製造業者でない場合は、当該申請者の購入先製造工場についても、実地調査を行う。

6 選 定

(1) 給食会において、書類審査および実地調査を総合的に判定し、納入業者を選定する。選定された納入業者には、大阪府学校給食用一般物資納入業者承認書 (別紙様式6) を交付する。また、納入業者は、誓約書 (別紙様式7・別紙様式8) を給食会に提出しなければならない。

(2) 当該年度において納入業者選定についての審査終了後、納入業者もしくは納入物資の追加を必要とするに至ったとき、給食会はこの要領に基づき審査を行い、これを認めることができる。

(3) 納入業者は、年度途中において申請内容に変更が生じた場合は、給食会まで申請内容変更届 (別紙様式9) を提出しなければならない。

(4) 給食会は、納入業者が年度途中において選定基準に合致しなくなったとき、誓約書に違反したとき、およびその他不都合な行為があった場合は、選定を取り消すものとし、それによる損害金を請求できるものとする。

7 選定有効期限

選定の日から翌年の3月31日までとする。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

この要項は、平成26年1月8日から適用する。